

# 回 覧

令和5年7月9日

下北手地区の皆様  
新しく敬老会の対象となる皆様へ

下北手地区社会福祉協議会  
会長 長谷川 武司

## 新しく敬老会の対象となる方の届け出について（お願い）

向暑の候、みなさまにはますますご壮健のこととお喜び申し上げます。

また、平素より当協議会の運営にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、当協議会では、新型コロナウイルス感染防止の観点から、今年度の敬老会では式典を行いますが懇親会は中止します。

つきましては、今年度から新たに敬老会の対象となる方の調査・登録を行いますので下記要領によりお届け下さるようお願いいたします。

## 記

### 1 新しく敬老会の対象となる方

- ・現在、秋田市下北手地区に住民登録し、居住している方のうち令和5年度中に満75歳になられる方です。詳しく申しますと、誕生日が昭和23年4月2日から昭和24年4月1日までの方が該当します。  
なお昨年（令和4年7月）以降に下北手地区へ転入・住民登録された満75歳以上の方、既に満75歳以上ですが届出されたことが無かった方も対象となります。

### 2 お届け方法

- ・別紙「下北手地区敬老会新規対象者届出書について」にある届出用紙に記入し、8月6日(日)までに居住している町内の町内会長さん、又は班長さんへお届け下さい。なお、ご本人が記入できない場合は、ご家族の方にて記入して下さい。

### 3 個人情報について

- ・みなさまから記入していただいた個人情報は下北手地区社会福祉協議会が責任をもって管理、保管し、敬老会以外には使用いたしません。

【お問い合わせ】居住されている町内の町内会長さんあてにお願いします。